

魚津市告示第149号

魚津市LINE公式アカウント利用規約を次のように定める。

令和3年5月6日

魚津市長 村椿 晃

魚津市LINE公式アカウント利用規約

(趣旨)

第1条 魚津市（以下「市」といいます。）が運用するLINE公式アカウント（以下「当アカウント」といいます。）の利用規約（以下「本規約」といいます。）を次のとおり定めます。

(適用)

第2条 本規約は、当アカウントを通じて提供するサービス（以下「サービス」といいます。）を利用する全ての方（以下「利用者」といいます。）に適用されます。

2 利用者は、サービスを利用することにより、本規約に同意されたものとみなします。

3 利用者は、本規約に加え、LINE株式会社が定める規約等を遵守するものとします。

(サービス)

第3条 市が当アカウントにより提供するサービスは、次に掲げるとおりとします。なお、利用者から当アカウントへ送信されたメッセージ等に対して、市は、原則、個別の回答は行いません。

(1) 防災や子育て、資源ごみ等広く周知すべき情報の発信

(2) 利用者が写真や位置情報等を当アカウントへ送信し、市へ情報提供する通報サービス

(3) 施設や窓口等の予約

(4) 市政等に関するアンケート調査

(5) その他、市が必要と認めるサービス

(禁止事項)

第4条 当アカウントの利用に関する禁止事項は、次に掲げるとおりとします。なお、市は、禁止事項に該当すると判断した行為について、その利用者に断りなく、必要な措置を講じることができるものとします。

- (1) 法令等に違反し、又はその恐れがある行為
 - (2) 公序良俗に反する行為
 - (3) 政治活動、選挙活動及び宗教活動を目的とした利用又はこれに類似する行為
 - (4) 特定個人、企業、団体等を誹謗中傷し、又は名誉若しくは信用を傷つける行為
 - (5) 人種、思想、信条等による差別又は差別を助長し、人権等を侵害する行為
 - (6) 個人情報特定、開示、漏えいする等のプライバシーを侵害する行為
 - (7) 当アカウントと関係のない商品、店舗若しくは企業の紹介又は広報、宣伝等の営利を目的とした行為
 - (8) なりすまし、虚偽、著しく事実と異なる情報又は正否の確認できない噂等を掲載する行為
 - (9) 通信機能の妨害、情報の窃取又はアクセス等を妨害する行為
 - (10) 犯罪行為に類する内容又は犯罪行為を助長する内容を掲載する行為
 - (11) LINE株式会社が定める規約等において禁止とされる行為
 - (12) その他、市が不適切と判断した行為
- (知的財産権の帰属)

第5条 当アカウントのサービスにおける文章、写真、イラスト又は動画等に関する知的財産権は、市又は市以外の原著作者等に帰属します。

2 市が提供するサービスについて、利用者は、「私的使用のための複製」や「引用」等の著作権法上認められた場合を除き、無断で複製又は転用することはできません。

(免責事項)

第6条 当アカウントの利用に関する免責事項は、次に掲げるとおりとします。

- (1) 市は、当アカウントのサービスにおける事実上又は法律上の瑕疵（正確性、完全性又は有用性等）がないことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、利用者に対してかかる瑕疵の全てを除去してサービスを提供する義務を負いません。
- (2) 市は、自らの故意又は重過失がある場合を除き、利用者が当アカウントを利用又は信用したことによって生じた損害については、責任を負いません。
- (3) 市は、利用者と第三者間で発生したトラブル又は紛争について、一切責任を負いません。

(4) 市は、LINE株式会社等の提供するソフトウェア、システム又はアプリケーションの機能に関する利用方法、技術的な質問等について、必要と認める場合を除き、回答する義務を負いません。

(5) 市は、予告なくサービスを変更、削除又は中止する場合があります。

(個人情報取扱い)

第7条 市は、個人情報（魚津市個人情報保護条例（平成16年魚津市条例第3号。以下「条例」といいます。）第2条第2号に規定する個人情報をいう。）について、条例の規定に基づき、適切に収集、利用及び管理するものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第8条 本規約は、日本法に準拠します。市と利用者との間で紛争が生じた場合は、富山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和3年3月1日から適用する。